

「京都市生活安全ビジョン（第4次防犯・事故防止基本計画）」（案）  
に関する市民意見の募集について

本市では、京都市生活安全条例に基づき、地域における犯罪及び交通事故を未然に防止するための施策を推進し、市民及び観光旅行者等が安心して生活、滞在することができる安全な地域社会の実現を図るため、京都市生活安全基本計画（以下「計画」という。）を策定し、生活安全施策を総合的かつ計画的に進めております。

現行の第3次計画の終期を迎えるに当たり、新たに策定する次期計画は、「京都基本構想」の生活安全分野における施策の方向性を示すものとして、第1次から第3次までの計画において一貫して示されている基本的な考え方を踏襲した「京都市生活安全ビジョン」（案）として策定することとし、作業を進めております。

この度、学識経験者や京都府警察、各種団体の代表等で構成される京都市生活安全施策審議会での議論を経て、「京都市生活安全ビジョン」（案）として取りまとめ、市民の皆様から御意見を募集することとしますので、御報告いたします。

1 「京都市生活安全ビジョン」（案）

別添資料1冊子、資料2別冊及び資料3リーフレットのとおり

＜「京都市生活安全ビジョン」（案）の概要＞

**基本理念**

- 市民及び国内外からの観光や仕事、通学、買物等で京都市内に滞在されている方が、安心して生活し、滞在することができる安全な地域社会の実現を図る。
- 地域における犯罪及び事故を未然に防止するための施策を総合的かつ計画的に推進する。

**(1) 計画期間**

令和8（2026）年度から令和17（2035）年度まで

**(2) 目指すべき社会**

- ① ひとりひとりが安全意識をもち、互いに協力しながら、犯罪や事故に備え、対応することができるまち。
- ② 市民や事業者、市、警察などの関係機関がそれぞれの役割を担いながら、連携し、一体となって、地域の安全活動に取り組むまち。
- ③ たとえ被害が生じても、誰ひとり取り残されることなく回復し、安心と安全

のもとで生活を営み続けられるまち。

### (3) 施策の方向性

ア 個々の市民・事業者の防犯力・交通事故防止力の向上

　　〔 施策 1 生活安全に関する知識の普及及び啓発活動の推進  
　　〃 2 生活安全活動を担う人材の育成 〕

イ 市民・事業者が主体となった地域における防犯活動の推進

　　〔 施策 3 交通安全に関する施策の推進  
　　〃 4 市民・事業者の自主的活動への支援 〕

ウ 変化する社会情勢に対応した環境づくり

　　〔 施策 5 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくりの推進  
　　〃 6 犯罪及び事故発生時の緊急体制の整備 〕

エ 犯罪被害等への支援

　　〔 施策 7 被害者等への支援の推進 〕

## 2 市民意見の募集

### (1) 募集期間

令和8年1月15日（木）～2月16日（月）

### (2) 提出方法

郵送、ファックス、電子メール、ホームページの意見入力フォーム又は持参

### (3) 周知方法

ア 資料3リーフレットについて、市役所案内所、区役所・支所等本市所管施設で配布するとともに、本市ホームページにも掲載

イ SNS等を活用した周知

ウ 地域団体、関係団体等への周知

エ 各種啓発イベントにおける周知

オ 出前講座等の啓発事業を活用した出前パブリック・コメント

## 3 これまでの検討経過及び今後のスケジュール

### (1) 検討経過

令和6年 9月 令和6年度第1回 京都市生活安全施策審議会  
(次期計画の策定について審議)

令和7年 2月 市民アンケートの実施  
(令和7年2月3日～令和7年2月28日)

12月5日 令和7年度第1回 京都市生活安全施策審議会  
(アンケート結果報告及び生活安全ビジョン(案)について  
審議)

(2) 今後のスケジュール

令和8年1～2月 パブリック・コメントの実施  
3月頃 令和7年度第2回 京都市生活安全施策審議会  
(パブリック・コメント結果を踏まえた最終答申案について審議)  
3月頃 生活安全ビジョンの策定